

特定非営利活動法人ネイティブクラーク定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ネイティブクラークという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道旭川市東旭川町桜岡160番地の4に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、馬を手段とした森林等の保護、保全及び利用促進の取組や、乗馬を通して心身共に豊かに生きていくことを子供から大人まで幅広く伝える環境教育、情操教育等の取組支援するなどの事業を行うことにより、北海道民や北海道を訪れる人々に対して、広く自然環境を保護し、自然と人間が共生を図ることの大切さを啓発し、もって北海道の自然環境の保護及び保全に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 子供の健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ア 馬を手段とした自然保護及び自然共生促進事業
 - イ 乗馬を通じた子供から大人までの社会教育支援事業
 - ウ 森林の保護、育成及び利用促進支援事業
 - エ 地域環境の整備及び保全に関する事業
 - オ 地域環境の整備及び保全を行う人材の育成事業
 - カ 上記の事業を推進するための調査研究事業
 - キ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- (2) 収益事業

- ア 前号に掲げる事業に関連する物品の斡旋及び販売
 - イ 前号に掲げる事業に関連する役務の提供
 - ウ 前号に掲げる事業に関連する調査研究受託
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、個人会員及び団体会員を特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 個人会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 団体会員 この法人の目的に賛同して入会した団体又は法人
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同してこの会を援助するために入会した個人又は団体若しくは法人

(入会)

第7条 この法人に、会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書に会費を添えて申し込まなければならない。ただし、理事長が認めたものについては、この限りでない。

- 2 入会の承認は、理事長が行う。

(会費)

第8条 会員は、会費を納入しなければならない。ただし、理事長が認めたものについては、この限りでない。

- 2 会費の種類、金額、納入方法等は、総会の議決を経て別に定める。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体又は法人が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、別に定める退会届けを理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会に出席した会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の

前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
(会費等の不返還)

第12条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事のうち副理事長及び専務理事をそれぞれ1名以内置くことができる。
(役員を選任)

第14条 役員は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選により定める。
(役員職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長及び専務理事は、理事長を補佐し。理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、席次の順に従いその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4. 監事は次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所管庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において出席した会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為がるとみとめられるとき

(役員報酬等)

第18条 役員は、その3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

2 役員は、その職務を執行するために要した費用の弁償を受けることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、個人会員及び団体会員（以下「正会員」と言う。）をもって構成する。

(機能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員を選任及び解任、職務及び報酬

(7) 会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他の新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めるとき

(2) 正会員総数の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事が招集するとき

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号に定める場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号に定める場合には、請求の日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、正会員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の場合において、書面による表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 理事会

（構成）

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第31条 理事会は、この定款の定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき
- (2) 理事総数の3分の1以上からの会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

（招集）

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する場合は、理事に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定より表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる事ができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者総数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が

別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 今法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長、は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を設けるときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年11月1日に始まり翌年10月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、総会の議決による解散をするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

2 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、

法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

第9章 雑則

(公告)

第50条 この法人の公告は、事務所の掲示板に掲示して行う。

(雑則)

第51条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、この定款の定めにかかわらず、設立総会において定める別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、2003年12月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から2003年10月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次のとおりとする。
個人会員：入会金10,000円、年会費10,000円
団体会員：入会金10,000円、年会費10,000円
協賛会員：入会金なし、年会費1口2,000円

2003年 7月 30日

当法人の現行定款に相違ありません

代表者:小野塚 充男 印

改定履歴

版	日付	内容
初版	2003/07/30	新規作成